

労災保険二次健康診断等給付に係る費用の額のあり方の検討を行う背景

会計検査院による指摘※(令和元年10月17日付け法第36条に基づく改善の処置要求)を踏まえ、改善を図るため

※労災保険二次健康診断等給付担当規程を改定するなどし、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の措置を要求する

二次健康診断

- 指摘内容
- ①健保点数表等に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定すること
 - ②実施していない検査に係る費用の額を算定しないこと
- など

改善事項

令和2年度診療報酬点数表及び労災診療費算定基準に基づく積算を行う(労災保険二次健康診断等給付担当規程を改定)

特定保健指導

- 指摘内容
- 具体的な内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいた費用の額の見直しを行うこと
- など

改善事項

「就労の状況等を把握するための質問票」及び他制度(高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されている特定保健指導など)等を参考に「実施基準(指導に使用する様式を含む)」を作成するとともに費用の額の設定の考え方について検討を行う(労災保険二次健康診断等給付担当規程を改定)

労災保険二次健康診断等給付担当規程改定等スケジュール(案)

令和2年1月～ 検討会における検討

- 年度内に3回程度開催
- 報告書とりまとめ

同年3月末 給付担当規程の改定

同年4月～ 健診給付医療機関に対する周知

同年6月1日 改定規程の施行

- 二次健康診断受診年月日が6月1日以降が対象

労災保険二次健康診断等給付担当規程

(平成13年3月30日付け基発第 234号)
改正 平成14年1月10日付け基発第0110001号
改正 平成15年3月31日付け基発第0331014号
改正 平成20年4月1日付け基発第040142号

第1章 二次健康診断等給付の担当

(任務)

- 第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の3の規定に基づき都道府県労働局長の指定を受けた病院及び診療所（以下「健診給付医療機関」という。）は、則第11条の3第1項の規定により、政府が行うべき二次健康診断等給付を政府に代わって行うものとする。
- ② 健診給付医療機関は、労働者災害補償保険法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、二次健康診断等給付を受けることができる者の二次健康診断等給付を担当する。
- ③ 健診給付医療機関は、当該健診給付医療機関において二次健康診断等給付に従事する医師（以下「健診担当医」という。）をして前2項の規定に遵守させるものとする。

(二次健康診断等給付の担当の範囲)

第2 健診給付医療機関が担当する二次健康診断等給付の範囲は次のとおりとする。

1 二次健康診断

- (1) 空腹時の低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- (2) 空腹時の血中グルコースの量の検査
- (3) ヘモグロビンA_{1c}検査
ただし、一次健康診断においてヘモグロビンA_{1c}検査を行っていた場合を除く。
- (4) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- (5) 頸部超音波検査
- (6) 微量アルブミン尿検査
ただし、一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された場合に限る。

2 特定保健指導

- (1) 生活指導
- (2) 栄養指導
- (3) 運動指導

(二次健康診断等給付の担当方針)

第3 健診給付医療機関及び健診担当医は、次に掲げる方針により二次健康診断等給付を行うものとする。

- 1 二次健康診断に当たっては、的確な診断を行うこと。
- 2 二次健康診断及び特定保健指導（以下「二次健康診断等」という。）に当たっては、懇切丁寧を旨とし、二次健康診断等給付の対象者（以下「給付対象者」という。）に理解し易いように伝達・指導すること。

二次健康診断に当たっては、常に医学の立場を堅持し、給付対象者の心身の状態を観察するとともに、特定保健指導に当たっては、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導をすること。

- ② 胸部超音波検査及び頸部超音波検査の一方又は両方を他の医療機関に委託する場合には、胸部超音波検査及び頸部超音波検査について他の適当な医療機関を紹介すること。

(受給資格の確認等)

第4 健診給付医療機関は、給付対象者から二次健康診断等給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「二次健康診断等給付請求書」（事業主証明欄が記載されているものに限る。以下「給付請求書」という。）及び添付書類（一次健康診断の受診日及びその健康診断結果が記載されているものに限る。）によって二次健康診断等給付を受ける資格があることを確認した後、二次健康診断等を行うこと。

- ② 給付対象者から提出された前項の給付請求書は、当該給付請求書に当該健診給付医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、健診給付医療機関の所在地を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に対し提出しなければならない。

(助力)

第5 健診給付医療機関は、給付対象者の状態が療養を行われる必要があると認めた場合、速やかに当該対象者又はその関係者に医療行為の手続きを取らせるよう、必要な助力をすること。

この場合、全てが労働者災害補償保険の対象となるものでないことに留意すること。

(二次健康診断等の記録の記載及び整理)

第6 健診給付医療機関は、給付対象者に関する二次健康診断等の記録を調製し、二次健康診断等給付に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録及び健康診断記録と区別して整備すること。

(帳簿等の保存)

第7 健診給付医療機関は、二次健康診断等給付に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。

(通知)

第8 健診給付医療機関は、給付対象者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を給付対象者の所属する事業場の所在地を管轄する労働局長（以下「所轄労働局長」という。）に通知すること。

- 1 給付対象者の所属する事業場の保険関係について疑わしい事情が認められるとき
- 2 一次健康診断の受診年月日に疑いのあるとき
- 3 一次健康診断の結果に疑いのあるとき

② 健診給付医療機関は、給付対象者が次の各号の一に該当する場合には、その二次健康診断等又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働局長に通知すること。

- 1 二次健康診断等給付を請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により二次健康診断等を受け若しくは受けようとし又は二次健康診断等給付を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき
- 2 不正又は不当な証明を強要したとき

第2章 二次健康診断等の方針

(二次健康診断等の一般方針)

第9 健診担当医による二次健康診断等は、第3の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- 1 二次健康診断等と同時に当該給付の健康診断の検査項目以外の検査項目及び特定保健指導の指導項目以外の指導項目を行わないこと。
- 2 二次健康診断の検査項目及び特定保健指導の指導項目は、その全てを行うこと。
- 3 二次健康診断の検査のうち、心超音波検査及び頸部超音波検査並びに採血及び採尿の成分の分析以外については当該健診給付医療機関以外で行ってはならないこと。

第3章 二次健康診断等給付に関する診療費の請求

(健診費用の算定方法等)

第10 健診給付医療機関が、二次健康診断等給付に関し政府に請求することを得る二次健康診断等に要した費用（以下「健診費用」という。）の額は、別紙により算定するものとする。

② 政府は、健診給付医療機関から二次健康診断等給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(健診費用の請求手続)

第11 健診給付医療機関は、第10の規定により算定した毎月分の健診費用の額を労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書（以下「費用請求書」という。）に二次健康診断等費用請求内訳書（以下「内訳書」という。）を添付して、管轄労働局長に提出する

こと。

ただし、健診給付医療機関が行った次の各号の一に該当する二次健康診断等については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 第2各号に定める検査以外の検査及び特定保健指導以外の保健指導
 - 2 二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合の特定保健指導
- ② 前項の費用請求書及び内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。
- ③ 胸部超音波検査及び頸部超音波検査の一方又は両方を他の医療機関に委託する場合にあつては、特定保健指導を行った健診給付医療機関が健診費用を請求すること。また、その場合の費用分配等については、的確な経理管理を行うこと。

第4章 健診給付医療機関の取扱い

(指定期間等)

第12 則第11条の3の規定による健診給付医療機関の指定は、指定日から起算して3年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前6月より同日前3月までの間に健診給付医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により健診給付医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、様式第6号「労災保険健診給付医療機関休止・辞退届」により、当該指定を行った管轄労働局長に届け出るものとする。この場合、当該健診給付医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「管轄監督署長」という。）を経由する方法によることも可能とする。

(表示)

第13 健診給付医療機関は、則様式第5号及び第6号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消し)

第14 健診給付医療機関が、次の各号の一に該当する場合には、管轄労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 健診費用の請求に関し、不正行為があつたとき
 - 2 関係法令及び本規程に違反したとき
- ② 前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から60日以内に指定取消しを行った管轄労働局長に再調査を申し出ることができる。

(変更事項の届出)

第15 健診給付医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やか

にその旨及びその年月日を管轄労働局長に届け出なければならない。この場合、管轄監督署長を経由する方法によることも可能とする。

- 1 健診給付医療機関の代表者（法人にあつては当該法人の代表者、個人にあつては当該個人）に異動があつたとき
- 2 名称又は所在地に変更があつたとき
- 3 指定申請の際に提出した健康診断施設等概要書に記載した重要事項その他都道府県労働局長が必要と認めた事項に変更があつたとき

健診費用算定組合せ表

検査項目	検査の有無							
	○	○	○	○	○	○	○	○
空腹時血糖値検査	○	○	○	○	○	○	○	○
空腹時血中脂質検査	○	○	○	○	○	○	○	○
ヘモグロビン A _{1c} 検査	○	×	○	×	○	×	○	×
負荷心電図検査	×	×	×	×	○	○	○	○
胸部超音波検査	○	○	○	○	×	×	×	×
頸部超音波検査	○	○	○	○	○	○	○	○
微量アルブミン 尿検査	○	○	×	×	○	○	×	×
特定保健指導を行った 場合の合計額(円)	31,046	28,935	29,996	27,885	29,996	27,885	28,946	26,835
特定保健指導を行わな い場合の合計額(円)	24,746	22,635	23,696	21,585	23,696	21,585	22,646	20,535

〈留意事項〉

1 ヘモグロビンA_{1c}検査について

一次健康診断において、既にヘモグロビンA_{1c}検査を受診していた場合には、二次健康診断等給付においては当該検査は支給できない。

2 負荷心電図検査及び胸部超音波検査については、いずれか一方の支給に限るものとする。

3 微量アルブミン尿検査について

一次健康診断において、尿検査の結果が疑陽性(±)又は弱陽性(+)の場合に限り、二次健康診断において微量アルブミン尿検査を支給できる。

4 特定保健指導を行った場合と行わない場合とでは、金額が異なるので注意すること。